



インサイダー取引の基本のキ

インサイダー取引とは

島法律事務所

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町 1-10-1

YS 須田町ビル 6 階

弁護士 島 由幸

内容

インサイダー取引とは	2
インサイダー取引規制の目的	2
インサイダー取引のポイント	2
会社関係者とは	3
第一情報受領者とは	4
重要事実とは	5
「重要事実」のまとめ	6
重要事実の「公表」	7
インサイダー「取引」	9
インサイダー取引に関する罰則	11
インサイダー取引における課徴金	11
フェア・ディスクロージャー・ルール（FD ルール）	11
FD ルールにおける「情報提供者」	11
FD ルールにおける「取引関係者」	12
FD ルールにおける「伝達」	12
FD ルールにおける「公表」	12
FD ルールに違反した場合	12

インサイダー取引とは

上場会社等の会社関係者が、当該上場会社等の業務等に関する重要事実を、その職務等に関し知った上で、その重要事実の公表前に、当該上場会社の株券等を売買すること。

インサイダー取引規制の目的

インサイダー取引が行われると、そうした情報を知らされていない一般投資家は、不利な立場で取引を行うこととなり、また、不測の損害を被るおそれもあり、ひいては証券市場に対する投資者の信頼を失うことにもなりかねない。



証券市場に対する信頼の保護

インサイダー取引のポイント

- ①会社関係者・第一情報受領者が
- ②重要事実を職務等に関し知っていながら
- ③公表される前に
- ④売買等を行う

「事例 1」

上場企業「サンダー商事」の新入社員の山田さんは、ある日、上司の川村部長から、ある書類をシュレッダーにかけるように指示されました。その書類をちらっと見たところ、その会社では、来月「画期的な新商品の発表」があると書かれていました。

山田さんは、自分の会社を応援するつもりで、自社の株を買いました。大学時代の友人の斉藤君にも「うちの会社が今度新商品を売り出すことになったのよ」と教えました。斉藤君もその話を聞いて株を買いました。

会社関係者とは

1. 上場企業の役員・従業員等	役員会社関係者とは、社員、契約社員、派遣社員、アルバイト、パートなど
2. 上場企業の帳簿が閲覧できる者	総株主の議決権、発行済み株式の 3%以上保有する株主など
3. 上場企業に法令上の権限がある者	許認可権限を有する公務員など
4. 上場企業と契約、契約交渉をする者	会計監査を行う公認会計士、顧問弁護士、コンサルタント業者など
5.2 又は 4 の会社関係者が法人だった場合	銀行の融資部門から伝達を受けた投資部門の役員など

第一情報受領者とは

情報を持っている会社関係者などから、重要事実を見たり聞いたりして受け取った人

(事例)

- ・ 会社の中で、インサイダー情報を含む資料を見てしまった
- ・ 会社の中で、インサイダー情報を含む会話を立ち聞きした
- ・ 同僚との居酒屋での会話で、インサイダー情報を聞いてしまった

問題 1 「会社関係者」編

- ① 事例 1 の場合、山田さんと斉藤さんの株式購入は、インサイダー取引に該当するか
- ② 山田さんがパート社員だったとしたらどうか
- ③ 山田さんがサンダー商事の子会社に所属していた場合はどうか
- ④ 退職してから 6 か月後に株式を購入した場合はどうか

問題 1 の回答

いずれもインサイダー取引に該当する。

【ポイント】

- ① 友人も第一情報受領者にあたる。
- ② パート社員も「会社関係者」に含まれる。
- ③ 子会社の役職員も「会社関係者」に含まれる。
- ④ 会社関係者でなくなった後 1 年以内の者も、会社関係者と同様にインサイダー取引規制の対象とされている。

重要事実とは

分類	要件事実の項目例
1.決定事実	株式の募集 資本金や資本準備金の額の減少 自己株式取得 株式分割 配当金 株式交換・株式移転 合併・会社の分割 新製品や新技術の企業化など
2.発生事実	災害や業務上の損害 主要株主の異動 上場の廃止や登録の取消の原因となる事実等
3.決算情報	売上高・経常利益・純利益など
4.その他（バスケット条項）	（3以外で）運営、業務または財産に関する事実で、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
5.子会社にかかる重要事実	非上場の子会社であっても、重要事実の項目例は1～4に同じ

「重要事実」のまとめ

「重要事実」とは、株価に大きな影響を与えたり、投資家の判断を左右させるような重要な企業情報のこと



インサイダー取引規制は、このような重要事実を知ったうえで「公表前」に株式を売買することを禁止している。

重要事実の「公表」

重要事実が公表された後なら、証券市場の公平性が担保されるので、重要事実を知った会社関係者でも株式を売買することができる。

「公表」とは

- ◆ 重要事実を記した有価証券報告書などが公衆の縦覧に供されたこと（EDINET システム）
- ◆ 2つ以上のテレビや日刊新聞などの報道機関に公開し、12時間が経過したこと
- ◆ 会社情報が電磁的方法（証券取引所の TDnet）で通知され、公衆の縦覧に供されたこと



会社関係者以外の人間が、自由に書類を閲覧できる状態になること

≪ 事例 2 ≫

「サンダー商事」の山田さんは、新商品の情報を知った2日後、全く同じ話が2ちゃんねるに書き込まれているを見つけました（①）。

さらにその翌日、同じ話が日本経済新聞のスクープ記事として掲載されているのを読みました（②）。

問題 2 「公表」編

- ① 山田さんが①の時点で自社株を購入した場合にもインサイダー取引規制に該当するのか
- ② 山田さんが②の時点で自社株を購入した場合はどうか
- ③ 山田さんがサンダー商事の有価証券報告書が公開された直後に自社株を購入した場合はどうか

問題 2 の回答

①と②はインサイダー取引に該当する。

③は、慎重に。

【ポイント】

①② 例え日経であっても公表されたことにはならない。

③ 東証から上場会社に対し、関係者が重要事実の公表直後に当該上場会社の株式の売買を行う際には、十分な配慮をいただきたい旨の通知が出されている。

インサイダー「取引」

インサイダー取引として規制されるのは、自分の意志による売買などで、株を入手したり手放したりする行為



インサイダー取引として規制されるのは、自分の意思による売買などで、株を入手したり手放したりする行為。贈与や相続で取得した株式については規制されない。

ただし、売買であれば利益の有無は関係ないし、たとえ一株の取引でもインサイダー取引に該当する。

《事例 3》

「サンダー商事」の山田さんは、新商品の情報を知った翌日、自社の株を 20 株 100 万円で買いました。その後、サンダー商事の株価が上昇し、1 年後にはこの 20 株を 300 万円で売却することができました。

問題 3 「取引」編①

- ① 山田さんがサンダー商事の株式をそのまま保有し続けていた場合にもインサイダー取引規制に該当する
のか
- ② 山田さんが 1 年後に、20 株を 50 万円で売却した場合はどうか
- ③ 山田さんが購入したのが 1 株 5 万円だけだった場合はどうか
- ④ 山田さんがもともと保有していた自社株を母親の手術代を捻出するために売却した場合はどうか。

問題 3 の回答

いずれもインサイダー取引に該当する。

【ポイント】

- ① 株式を購入しただけでインサイダー取引に該当する。
- ② 損害を被ったとしても同様である。
- ③ 少量の取引でも該当する。
- ④ 取引の目的には左右されない。

問題 4 「取引」編②

- ① 山田さんは従業員持株会で毎月自社株を買い付けていますが、この場合にもインサイダー取引となりますか。
- ② 株式累積投資制度（「るいとう」）による買い付けはどうですか。
- ③ 山田さんがもともと父親が所有していた自社株を贈与された場合はどうか
- ④ 山田さんがもともと父親が所有していた自社株を相続した場合はどうか。

問題 4 の回答

いずれもインサイダー取引に該当しない。

【ポイント】

- ① 従業員持株会での買い付けはインサイダー取引に該当しない（ただし引き出した株式を売却することは該当する）。
- ② るいとうも同様である。
- ③④ 無償で行われる贈与や相続は該当しない。

インサイダー取引に関する罰則

- ◆ 5年以下の懲役、もしくは500万円以下の罰金、またはこれらの併科（金融商品取引法197条の2）
- ◆ 犯罪によって得た財産は没収（同法198条の2）
- ◆ 法人の代表者や従業員などが法人の業務としてインサイダー取引を行った場合は、法人も処罰の対象となり、5億円以下の罰金（同法第207条）

インサイダー取引における課徴金

- ◆ 違反者に金銭的負担を課す課徴金制度が適用される。
- ◆ インサイダー取引の場合、「重要事実公表後2週間の最高値×買付等数量」から「重要事実公表前に買付け等した株券等の価格×買付等数量」を控除して算出する。

フェア・ディスクロージャー・ルール（FDルール）

上場会社等またはその役員等が、その業務に関して、取引関係者に、未公表の重要情報を伝達した場合には、意図的な伝達の場合には同時に、意図的な伝達でない場合は速やかに、当該情報を公表しなければならない、というルール。

FDルールを定めた法令は、平成30年4月1日より施行

FDルールにおける「情報提供者」

上場会社等の役員、取引関係者に情報を伝達する職務を行うこととされている代理人や使用人



役員（社外役員も含む）であれば、その担当業務のいかんを問わず対象となる。

従業員に関しては、たとえばIR部門や広報部門の担当者等のみが対象となる。

FD ルールにおける「取引関係者」

情報の伝達を受ける者は、

- ① 証券会社、投資運用会社、登録金融機関、独立系のアナリスト等
- ② 当該上場会社の株主や機関投資家等

当該取引関係者が、法令または契約により、重要情報につき守秘義務を負い、かつ、売買等禁止義務を負う場合には、公表義務は課されない

FD ルールにおける「伝達」

「伝達」とは、単に口頭・書面・メール等により伝えることを指し、利益を得させまたは損失を回避させるといった「目的」は不要であることから、つい うっかり伝達してしまったことも含まれる。

FD ルールにおける「公表」

- ① EDINET を利用して公表する方法
- ② 2 つ以上の一定の報道機関に対して公表する方法
- ③ TDnet を利用して公表する方法
- ④ 自社のウェブサイトを利用して公表する方法

→④が含まれている。

FD ルールに違反した場合

- ◆ 金融庁が情報の公表を指示し、指示に従わない者に対しては公表命令が出される。
- ◆ この命令にも従わない者に対しては、6 ヶ月以下の懲役もしくは 50 万円以下の罰金またはその併科、という罰則。
- ◆ 課徴金の対象ではない。

◆ご 注 意

本書面を無断で複写複製（コピー）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられております。